

～高齢者の困りごとや心配ごと、どうしたらいいの？～ 高齢者支援センターにご相談ください

このような心配なできごとが起こっている時は、ぜひご相談ください。

(例えば)

【生活の面】

- * 掃除や洗濯、料理ができなくなった
- * 車に乗れなくなり、買物に困る 等々

【心の面】

- * 物忘れが多くなり、持ち物をすぐなくす
- * 財布を取られたと被害妄想を抱く 等々

【体の面】

- * 起き上がり・立ち上がりが難しくなった
- * 歩くとフラフラして転びそう 等々

- まずお話を聞いて、どうすれば困っていることや不安が解消されるかを一緒に考えます。
- 困りごとが解消されるように、各種サービスや制度について説明や紹介を行います。
- その他、家族が抱える介護問題や生活に関する様々な相談への支援を行います。



高齢者支援センターでは、担当校区の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯のお宅を訪問し、元気に過ごすことができているか、困りごとがないか等の様子をうかがったり、生活の様子をお尋ねする業務も行っています。

相談したいことがありましたら、以下の連絡先までお電話ください。

校区別の相談先

* 田原市社会福祉協議会

(野田小、高松小、赤羽根小、若戸小、泉小)

☎ 45-3611

(伊良湖岬小)

☎ 34-6630

* あつみの郷

(田原中部小、衣笠小、田原南部小)

☎ 22-6784

* 福寿園

(六連小、神戸小、大草小、田原東部小、董浦小)

☎ 27-0882

(亀山小、中山小、福江小、清田小)

☎ 32-1788



判断できなくなった時に あなたの暮らしを守る

判断能力が不十分な方の相談窓口のご案内

(田原市成年後見センター運営事業)

田原市成年後見センターでは、認知症、知的障害、精神障害等によって、判断能力が十分でない方の暮らしや権利を守ります。



① 成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度や権利擁護に関する相談、啓発活動(各種団体等ご依頼があれば出前講座も行います)
- ・ 親族の後見人等を行っている方や申立てを検討中の方の相談や支援(必要に応じて当センターが後見人等になり支援を行います)

② 日常生活自立支援事業の実施

- ・ 福祉サービスを利用するための手続きや支払いなどの利用援助
- ・ 日常生活に必要な金銭管理や手続きの援助
- ・ 書類等の預かり
- ・ 利用料
福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理 1,200円/1回
書類等預かり 3,000円/年(月額250円)

問合せ 田原市社会福祉協議会 ☎23-0610